慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	猪木正道著『政治變動論』
Sub Title	M. Inoki : The theory of political change
Author	多田, 眞鋤(Tada, Masuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1953
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.26, No.7 (1953. 7) ,p.70- 73
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19530715-0070

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

猪木正道著『政治變動論』

一　政治學の一般理論において、「權力理論」の占める位置が必要且つ不可分なことは、政治的狀況における紛爭より解決に至る過程に、物理的乃至は心理的强制力が必然的に權力を背景として登場してくること、且つ又、支配の觀點より見た政治現象が、權力發動現象として把捉されねばならぬことなどより考えても當然であろう。

この政治權力論を、今回京都大學教授猪木正道氏が取擧げられ、體系化された勞作が、ここに紹介を試みる「政治變動論」である。

猪木教授は、「本書の課題は、政治權力の變革過程を通じて、政治權力そのものを追求することに存する。」と當著の性格を明らかにされる。すなわち、從來の政治權力論に比較して、當著の特色とされるところは、「政治權力の變革過程を研究することにより、政治權力の本質と構造とに接近」（一頁）された方法論のユニーク性であろう。

ロシア革命――政治過程――を實證的に分析し、それより得た圖式を基として、權力の本質と構造を抽象化し、一般理論化することにその考究が展開せられたものである。

すなわち、その意味で當著は、左記の內容を以て構成されてある。簡單に一括してみると、

第一章　總論――政治權力の變革過程
　第一節　政治權力の構造
　第二節　政治權力の崩壞
　第三節　新政治權力の形成
第二章　ロシアにおける政治權力の變革
　第一節　舊政治權力の崩壞
　第二節　新政治權力の形成
第三章　ソヴェト・ロシアにおける革命獨裁の發展
　第一節　マルクス・レーニン主義と革命獨裁論
　第二節　ソヴェトの獨裁
　第三節　一黨獨裁化
　第四節　獨裁政黨の一本石化

である。革命による政治過程の變動――舊政治權力の崩壞過程と新政治權力の形成過程――に分析の座標が据えられてある故に、第二、第三章とも單なるロシア革命史ではなく、政治權力の一般理論を形成するために、ロシア革命の歷史的推移が、基礎材料として考察されたものである。

以上のことより、ここでも第一章政治權力の變革過程を中心として紹介するのが妥當であると思う。故に、當著の構成の順序を換えて、第二章及び第三章を當初に瞥見してみよう。

二　先ず、著者は、ロシアにおける政治權力の變革（第二章）――すなわち、舊政治權力（ツアーリズム）の崩壞過程（第一節）――を、ツアーリズムの社會的基盤である農奴制の解體に着目される。

「農奴制という社會的基盤が動搖すれば、家產的官僚制にもひびが入り、ツアーリズム權力自體が危くなる。」（六四頁）と述べられ、その變質及び解體現象のメルクマールを、オブロク制、農奴工場、及び、第三に農業生產における農奴勞働力より自由勞働力の使用への推移（六四—七頁）にもとめて農奴制の解體現象を說かれ、次いで第二に「インテリゲンチャの革命化」——政治權力の核心に對する背反行爲——及び、農奴解放の欺瞞性、すなわち「地主貴族の側では、農奴を法的に解放するかわりに、第一には農奴が占有している土地を沒收して、かれ等から高率小作料をとることにより、經濟的には、今まで以上にかれ等を隸屬せしめること、第二には農奴の法的解放の代償として、高額の補償金を手に入れ、これを土地抵當債務の償還用に充當する」（八三頁）という諸點を指摘され、更に「立憲主義の試み」について、その動向が、實は「自由主義ブルジョアジーと勞働者農民との間にますます深い溝」（九一頁）を刻んだ畸形的な立憲主義的動向であつたことを論述して、ツアーリズム崩壞の道程を考察される。

次いで、ソヴェト權力の形成（第二節）過程では、その社會的基盤、新權力の核心及び裝置の三項に分つて分析され、ソヴェト政權の成立（一二五—三二頁）に至るまで論を展開されている。

更に續いて、革命獨裁の發展（第二章）の問題を、革命獨裁理論としてのマルクス・レーニン主義（第一節）を當初に概述され、次いで「プロレタリア大衆の革命化は、工場・事業場の勞働者管理の要求および實踐となつて現れ、農民大衆の急進化は、土地革命の强行という形をとつた。ソヴェト政權は、何よりもまず自己の社會的基礎を廣義の報奬によつて滿足させなければならなかつた。ところがこの報奬の過程の中に、獨裁化への要因が潛んでいたのである。」（一五六頁）と、土地革命——收奪及び報奬——並に勞働者管理の問題に獨裁過程の第一期現象を把捉され、「革命獨裁は、單に敵對階級に對する獨裁と考えられやすいが、搾取者階級の打倒という革命獨裁の第一期は比較的短期に完了する。革命獨裁の本質は、むしろその第二期に、卽ち自己の社會的基盤內における異質的要素の克服に存する」（一七四頁）と述べられて、獨裁第二期における諸問題を檢討され「もしソヴェト・ロシアの社會的・經濟的基盤の中に何等の異質的要素が存しなければ、唯一の合法政黨である共產黨は、おのずから一本石的（モノリット）であつたに相異ない。」（一八九頁）とされ、このモノリット化と又「經濟面における大衆への讓步がネップという名で呼ばれ、一九二一年三月から一九二八年九月まで七年半にわたつて繼續された」（二〇九頁）新經濟政策の問題に、新權力發展過程の分析檢討の尺度を求められて、第二章、三章を充當されている。

三　前述したように、著者は以上のロシアにおける革命過程の分析によつて得た種々の材料を起用して、政治權力の變革過程（第一章）を構築されている。觀點を換えれば、前述したように革命——政治權力の變革現象——を考究することによつて政治權力の一般理論化を試みられたものである。

革命の諸形式——radical, moderate, abortive revolution——のうち、革命の典型形態としての「急進革命」を「權力の崩壞

と形成」（第二節―三節）の觀點によつて考究されるのであるが、それらの前提として當初に政治權力の構造自體を、變革過程と關連する諸點を中心に論を運ばれる。すなわち「政治權力は、少數の治者と多數の被治者との二要素から成つている。政治權力の秘密が、治者の支配の面よりは、むしろ被治者の服從の面に存することは、夙に多くの人々の指摘するところである。そこで政治權力の構造を考える場合には、治者と被治者との二要素のほか、治者の支配と被治者の服從との二面を檢討しなければならない。」（三頁）とされ、治者層＝支配者（Herr）、行政幕僚（Verwaltungsstab）乃至「權力の中核體のまわりに凝集して、核心による支配を可能ならしめる官僚、軍、教會等々の裝置（apparat）＝と、被治者層＝支持者、

第一圖

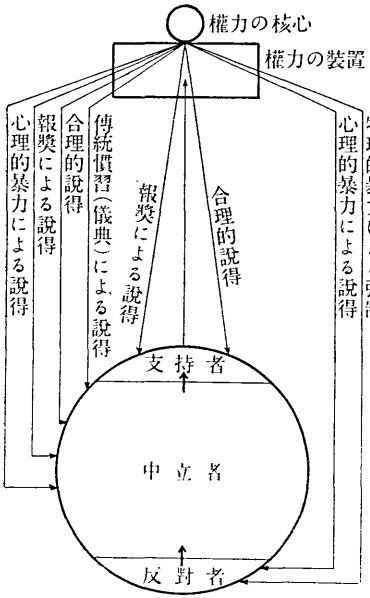

反對者、中立者＝及び、支配の方法形式、等々の各要素の圖式を提示されて、支配の形式について第一圖のような鳥瞰圖を示される（一四頁）。

著者は、この圖面によつて權力の核心がその裝置を通じて行う支配方式を擧示せられ、次いで「服從」の問題に分析を進められる。『「服從」の根據を明らかにするためには、一應社會的妥當性の問題を檢討するだけで足るごとく見えるが、中略、社會的に妥當している權力は、何をやつてもよろしい（Verhaltungsnormen）という權力の問題にすりかえられやすい。』（一五頁）故に、社會的妥當性と、倫理的正當性の二つの相關する服從の根據について論述され、この社會的妥當性の動搖と、知識階級による倫理的正當性の否認は、支配手段の痲痺狀態より派生するのであり、支配手段の機能が痲痺するとともに、權力の核心と裝置に分解現象が現れ「この段階では暴力自體が變質し、分解していて、新權力の核心の側からする働きかけに應じて、新權力の手段へと移行を開始している。」（四一頁）と述べられて、次の第三節新政治權力の形成に論を移行される。この「新權力の形成」においては、それの社會的・經濟的基盤・新權力の核心と裝置、被治者大衆の獲得による社會的妥當性の問題を追求され「「舊政治權力の動搖と解體とは、被治者大衆、なかんずく中立者をば深刻な不安と恐怖との中に追い込む。無政府狀態（anarchy）乃至無法狀態（lawlessness）の危險に直面すると、被治者大衆は、遠心分離的傾向に抗して、本能的に新なる統合を要望する。」（五一頁）と述べ、この間の現象を第二の圖によつて示される。

第二圖

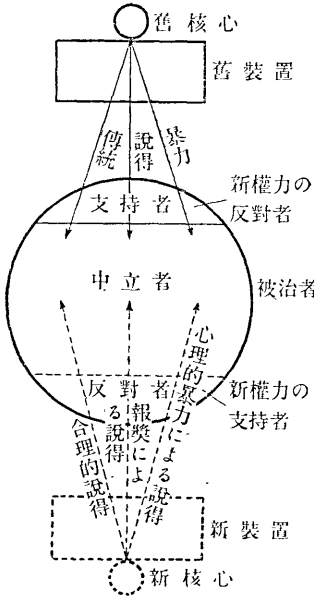

このように形成せられてくる新權力は、次いで「革命獨裁——第一期、第二期」の期間を經て「內、獨裁を緩和し、外、平和的善隣關係を樹立するようになれば、被治者の基本的人權の保障、權力の行使の制限といつた形態で、新權力は倫理的正當性に向つて一歩を進める。新權力の倫理的正當性は、單に權力の行使の仕方（Verhaltungsnormen）に關してのみならず、權力の理想乃至世界觀的基礎づけの實現についても現實化してくる。」（五九頁）のであり、更に又、新權力の「政治的正當性の確保」は「新政治權力が事實の規範性に依存しうるようになつた時、新權力は社會的妥當性と倫理的正當性とを併せ備え、政治的正當性を確保したものというべきである。」（六〇頁）と、新政治權力がその社會における存在確定の經過を論ぜられるのである。

四　當著が以上のように、政治權力の本質及びその構造とについての理論的研究にあることは、屢々述べて來た所であるが、從來の權力論が往々にして靜態的、抽象的概念を以て把捉せられていたのに對し、著者の「權力論」がロシアにおける革命發展の歷史的事實を基礎として、それの實證的分析より構想され、bilden されたことは、我國の斯學の發展に多大の貢獻であると評しても過言ではないと思われる。

著者は「今後私の研究は、一方において、第一章に展開された權力の變革過程に關する一般理論をば、イギリス、フランス、ドイツ、中國等の諸種の革命に適用してゆくこと、他方において、それらの研究成果を素材としながら、政治權力の本質論を深めてゆくこととの二方面に向うはずである。」（二頁）と述べられているが、これらの研究を通じて、著者が政治理論の主要位置を占める「權力理論」を、更に擴充化され、K・マンハイムの提起した「Ist Politik als Wissenschaft möglich？」に應答せられる日の遠からざることを期待して、後進學徒の拙い紹介を終りたいと思う。

（多田眞鋤）